

自 平成 1 1 年 3 月 3 0 日
至 平成 1 1 年 3 月 3 0 日

平成 1 1 年 第 3 回
階上町議会臨時会会議録

階 上 町 議 会

平成11年第3回階上町議会臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成11年3月30日

招集の場所 階上町議会議場

開閉会日時 開 会 平成11年 3月30日 午前11時00分 議 長 前 田 常 男

及び宣告 閉 会 平成11年 3月30日 午後 0時25分 議 長 前 田 常 男

応(不応) 招議員 及び出席 並びに欠 席議員	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
別 ○出 席 △欠 席 ×不応招 ◎公務欠 席	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○

会議録署名議員	15 番	大 下 義 雄	16 番	田 端 清
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	高 橋 信 一	総務課長補佐	中 村 豊 志
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	庶務係長	田 中 昇		
	町 長	正部家 佑 介	助 役	中 村 禮 一 郎
	収 入 役	伊 藤 昭 一 郎	教 育 長	山 本 雅 教
	総 務 課 長	浜 谷 政 己	企 画 課 長	
	税 務 課 長		保 健 福 祉 課 長	
	農 林 課 長		建 設 課 長	高 階 繁 雄
	町 民 課 長		水 産 商 工 課 長	
	中央保育所長		出 納 室 長	
	教 育 次 長		学 務 課 長	
	社会教育課長		体 育 課 長	
	給食センター所長		農委事務局長	
	診療所事務長		企画課長補佐	
	代表監査委員			

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開会・議長
(前田常男
君)

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成11年第3回階上町議会臨時会を開会いたします。

開議・議長
(前田常男
君)

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長(前田
常男君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、
15番 大下義雄君、16番 田端 清君、両君を指名いたします。

議長(前田
常男君)

日程第2、会期決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決しました。

議長(前田
常男君)

日程第3、発議第1号 土地登記に関わる調査特別委員会設置に関する
決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大下義雄君。

15番(大下
義雄君)

ハイ、15番。
本件に関わる調査特別委員会は、3月19日で終結すべきものを、流会
となったため、再度、法に基づいて、臨時議会を、招集をお願いした次第
でございます。以上です。

議長（前田
常男君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、発議第1号 土地登記に関わる調査特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

本決議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 土地登記に関わる調査特別委員会設置に関する決議は、可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

開会時刻は、追って通告いたします。

（休憩 午前11時06分）

（再開 午前11時15分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、土地登記に関わる調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番 松森 蒿君、3番 畑中弘實君、4番 大前典男君、六番 桑原一夫君、8番 鳶守瑞穂君、11番 平戸茂雄君、14番 荒道鶴造君、15番 大下義雄君、17番、山田昭治君、以上9人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の諸君を、土地登記に関わる調査特別委員に選任することに決しました。

特別委員会の委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、本席より口頭をもって委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。
(休憩 午前11時16分)

(再開 午前11時17分)
休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が決定されましたので、ご報告いたします。

委員長に大下義雄君、副委員長に平戸茂雄君、以上のとおり決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。
開会時刻は、追って通告いたします。
(休憩 午前11時18分)

(再開 午前11時32分)
休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、土地登記に関わる調査特別委員会についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。
委員長、大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

ハイ、15番。

ご案内のように3月19日をもって委員会報告が途中で流会となったため、所定の手続きをもって、今臨時議会にお運び願ったことは、皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

3月19日の委員長報告と、概ね同じでございますが、再度、反復します。

土地登記調査特別委員会の調査結果をご報告いたします。

3月10日全会一致で付託されて以来、今日まで7日間、一週間にわたり調査したところ、職員の方々には、主旨をご理解いただき、ご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。

この件について、正部家佑介氏の申し出によれば、階上町大字赤保内字大渡新田地内に隣接する所有者の間で、20数年間、筆界未定地なるを知らないできたのが発端、町長は、最初どこかで線の入っていない図面を見たとかで、司法書士に依頼したら、法務局の図面には線があったので、町長室に担当課長が呼ばれ、登記の運びについて、課長が職員に指示し、この調査の作業に入ったのであります。

そこで、担当職員は、昭和47年地籍調査当時の関係書類、複図・字図調査票、地籍簿・調査図等々を調査したようだが、複図の線だけにそって平成7年9月29日、旧面積の7,474㎡から16,350㎡に変更して登記されたのであります。

しかしながら、平成10年10月、隣接所有者から無断変更との、異議申立てにより、同年12月22日付けで誤りを認め、再び登記前の状態に戻したのが経緯であります。

そこで、われわれも、これに基づき関係書類を調査したところ、町長が見た図面が自分だけの話して、その図面を調査のため要求したが、その図面を出してもらえなかった。紛失したらしいとのことでした。

又、本来、永久保存すべき最も重要な調査図及び素図は、残念ながら、これも提出されなかったのであります。

これは、何を意味するかといえ、この大字新田地内の調査素図、その部分だけ、今見つからないというんです、皆さんから、ご判断願います。

また、平成7年6月29日付けで、町長は、相続登記をしているが、その時点でも、筆界未定の確認は出来た筈で、それを見なかったと、こりゃ不自然です。

また、昭和62年8月28日付けで、役場より同地内の4名の地権者に対し、筆界未定の処理方について通知がなされているのであります。それも見なかったということでありました。

以上のことから、総合的に判断すると、平成7年9月29日付けの登記は、役場の調査は、線が入ってあったのみに固執し、なぜ、筆界未定の表示があるのにもかかわらず、原因を究明せずに、これらの行為に走ったことは、一方的判断なるものであります。

このことは、今日、当時関わりをもった説明員は、反省してました。

事務員のミスだったといっております。

元来、筆界未定とは、個人の、個人の問題であり、隣接の承諾書がなければ、解消されないものであります。これが、基本であります。

地籍図作成費は、予算書に計上されておらず、業者のサービスで行われたことが発覚しております。

このような行為は、議会からみるとまったく、不透明で、許されることではありません。

このようなことが、頻繁に行われているのであれば、業者との癒着と言っても過言ではありません。

調査期間に、3回町長から事情聴取したわけですが、一貫して私から部下に対し、指示していないといっていますが、前段で申し上げたことも、重ね合わせれば、ご判断願います。

このことは、町長職にあるものでなければ、一連の事務処理は、計画的行為と思われます。いや、この件は、町長職にあるものでなければ、出来得ない行為であります。町長だから、できたのであります。

まったく、職権乱用と言わざるを得ません。

加えて申し上げます。3月12日、3月11日からスタートして、調査委員会は、3月18日をもって、一週間です。閉じました。

2日目の3月12日のことです。

第1回の説明員として、当時、担当職員係長であった、浜谷三枝子の証言によると、この件は、当事者間の合意がないものを進めてよいのかと、上司に訴えているのであります。と疑問をもって、当時の課長補佐に進言したところ、同補佐は、そのことは、心配せず、作業を進めてくれと、こう、いわれているのであります。後は、一切、上司が責任をとるから、あなたは、そのまま進行してくださいと、こう証言しております。

3月12日であります。このことは、事実を明白に証言なさっておると思います。これらを、総合的に判断されるならば、当然のこと、町民の代表たるものが、公私を厳しく律し、町民の権利と財産を守る立場にある町長が、行政に瑕疵を生じさせ、町民の信頼を著しく失墜させた責任は、誠に重大であり、10日の本会議でも、私の一般質問の答え、町役場の登記事務に関しては、最終責任は、いかなる状況下でも、我、首長にあるとこういっておられるのであります。どうぞ、繰り返します。その責任の、所在を明らかにし、ここに、辞職勧告の議決を求める。

以上をもって、報告といたします。

議長（前田
常男君）

以上で、委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

これより、土地登記に関わる調査特別委員会報告についての件を、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立 9人)
起立多数であります。着席。
よって、本件は、委員長報告のとおり決しました。

これで、土地登記に関わる調査を終わります。

17番、山田昭治君。

17番(山田
昭治君)

動議を提案いたします。書類で提出いたします。

議長(前田
常男君)

ただいま、山田昭治君ほか8人から、議長の不信任決議案が提出されました。

お諮りいたします。

本決議案を日程に追加し、議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本決議案を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立 9人)

着席。

起立多数であります。

よって、議長の不信任決議案を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

(議長退席、副議長が議長席に着いた。)

議長(浜谷
豊美君)

議長が退場されましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長の浜谷が議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時50分)

議長（浜谷
豊美君）

（再開 午前 11 時 56 分）
休憩前に引き続き会議を開きます。
議長の不信任決議案を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
17 番 山田昭治君。

17 番（山田
昭治君）

提案理由を説明いたします。
先般の 3 月 19 日の平成 11 年 3 月定例議会最終会におきまして、議会運営に不手際、そしてまた、不公正な行政運営がなされましたので、議長の権限である、議場を混乱させることなく、議事を円滑に運営するよう配慮することが、議長の責務だと思っております。その責務の秩序の保持が大きく欠けたため、不信任決議案を提出したのでございます。
以上で、理由を終わります。

議長（浜谷
豊美君）

以上で、提出者の説明を終わります。
これより、議長の不信任決議案を採決いたします。
この採決は、起立により行います。
本決議案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立 9 人）
どうぞ、座ってください。
起立多数であります。
よって、議長の不信任決議案は、可決されました。
議事の都合上、暫時休憩いたします。
（休憩 午前 11 時 58 分）

（副議長が議長席を退席、議長が議長席に着いた。）

議長（前田
常男君）

（再開 午前 11 時 59 分）
休憩前に引き続き会議を開きます。
（議長と呼んで、平戸議員が、町長不信任決議書を議長に提出した）

ただいま、平戸茂雄君ほか 8 人から、町長 正部家佑介君不信任の決議案が提出されました。
本決議案を日程に追加し、議題とすることについて採決いたします。
この採決は、起立により行います。
本決議案を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立 9人)

ハイ、着席。

起立多数であります。

よって、町長 正部家佑介君不信任の決議案を日程に追加し、議題とすることは、可決されました。

町長 正部家佑介君不信任の決議案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

平戸茂雄君。

11番(平戸
茂雄君)

土地登記について、去る10日の本会議で、全責任は私にあると、明言をしておきながら、その後は、責任回避の言動に終始して、自らの瑕疵を認めようとしめない態度は、許しがたいものがあります。

筆界未定、即ち両者の同意がなければ出来ないことが出来たというこの事実、これこそは、町長としての職権であることは、間違いない事実であります。わが町の最高責任者である町長が、最高権力者である町長が、その職権、私物化したことに重大な問題があるのです。

町長として、安心して信頼し、行政を委ねることができないのです。

また、町長最大の公約であった、総合運動公園も行き詰まり、将来の明確な展望も開けないでいる現状をみると、政策を実行する誠意も、熱意も感じられません。

去る19日の定例議会を、町長自らが、議会を混乱させたことは、重大な責任があります。従って、この際、町長の辞職を勧告決議案を提出し、議員各位の良識に訴え、提案理由の説明といたします。

議長(前田
常男君)

以上で、提出者の説明を終わります。

これより、町長 正部家佑介君不信任の決議案を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

町長不信任の議決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は18人で、議員数の3分の2以上であります。

本決議案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立 9人)

ハイ、着席。

出席議員の4分の3は14人です。

ただいまの起立者は、9人であり、所定数に達しません。

よって、町長 正部家佑介君不信任の決議案は、否決されました。

日程第 7、この際、日程第 8、報告第 1 号 専決処分事項の報告についての件から日程第 10、議案第 2 号 工事請負契約について議会の議決を求める件までの 3 件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（正部
家佑介君）

本日、ここに、平成 11 年第 3 回階上町議会臨時会が開催されているわけではありますが、議員各位には、御多忙のところの御出席であり、大変ご苦労様です。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供し、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

報告第 1 号 専決処分事項の報告について、ご説明申し上げます。

本案は、登山口・石倉線道路改良（その二）工事の変更契約であります。

設計変更により、変更契約が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、報告するものであります。

議案第 1 号 工事請負契約について議会の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、登山口・石倉線道路改良（その二）工事を施工するため、平成 11 年 3 月 25 日、寺下建設株式会社外 9 業者により、指名競争入札を行った結果、議案書のとおり落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものであります。

議案第 2 号 工事請負契約について議会の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、石鉢・神子沢線道路改良（その三）工事を施工するため、平成 11 年 3 月 25 日株式会社田名部組外 9 業者により、指名競争入札を行った結果、議案書のとおり落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお

答え申し上げますので、何とぞ、原案のとおり御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（前田
常男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第8、報告第1号 専決処分事項の報告については、お手許に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第9、議案第1号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ハイ、15番、大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

本件は、登山口・石倉線の道路改良の件だと思いますが、農林課長がお見えになるかと思ってましたが、どういう都合か、議場には見えられないようでございます。

幸い町長がいますから、町長にお尋ねします。

これは、農林課と二階の建設課とドッキングの工事だと思います。

そこで、農林課で運んでる部分と、建設課で運んでる部分の、この接点にも、この予算がいつてるとありますが、概ね、そうした場合、農林課で今運ばれていることが、もう予算化されています。

それがどのような経緯で、このまま、予算書に計上されたとおり、この件は運ぶ予定ですか。町長、ご答弁願います。

議長（前田
常男君）

ハイ、建設課長。

建設課長（
高階繁雄君）

ただいまの、ご質問の件でございますけども、私の方の建設課といたしましては、とりあえずは、今、議案に提出しました件についての議決をいただくということでございまして、その工事の内容につきましては、私の方の建設課の分につきましては、現在のところ、つくし森まで4, 157メートルということで、一応、計画してるもんで、農林課の方につきましては、多分、上の方から下がってくるという予定にはなってると思いますが、私の方としては、その辺まで、まだ確認してございませんので。

以上をもって報告といたします。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

いま、お答えをいたしますが、議案第1号については、建設課で所管してる工事請負契約について議会の議決を求める件と、こういうことでありますから、今のご質問、せっかくのご質問ですからですが、勿論、もう予算通していただいたわけでありますから、その方向でやっていきたいと、こういうふうに思っております。

議長（前田
常男君）

ハイ、大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

ハイ、15番。
その方向ということは、当初予算で計上した予算通り運ぶ見込みがありますか。そのことを聞いてんですよ。今、そういわれたね、概ね、明日からそのように運ぶ自信がありますか。今までの経緯を、どうぞおしゃってください。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

せっかくのご質問ですから、勿論、もう当初予算で通していただいたことでありまして、その方向で全力を尽くして進めると、いうことは、その通りでありまして、いずれ、そういうことで、新年度、努力を、最大限の努力をしていきたいと、こういうふうにお答えをしておきます。

以上であります。

議長（前田
常男君）

ハイ、大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

ハイ、15番、もう少し、ぐだいていってくださいよ。内容は分かってんでしょう、私より町長の方が、私でさえ把握してんだから、真面目に答えてくださいよ。

議長（前田
常男君）

大下義雄君の、議題についての発言を求めます。

15番（大下
義雄君）

ハイ、あのね、今までの経緯がどういう流れだか、誰があのルール違反してるのか、今、行き詰まったんでしょう、こりゃ、起債で9割、起債事業でしょ、もう予算は、船は、乗って走ったんですよ、これを、予算計上通り遂行できますか、ということをいってんです、何が原因で、こうもたもたしてんですかと、何が原因で、もたもたしてんですか、あなたも関わりあるでしょ、それをいってんですよ、今までの流れ、経緯。

議長（前田
常男君）

議案について質問してください。議案について、大下義雄君の議案について質問してください。

15番（大下
義雄君）

ドッキングするについて、今、11年度予算はもう船出してんですよ、それが、どうして、今、こう行き詰まってんですか、その経緯を説明してください。明日からの流れを実行できるかできないか、それだけ。

議長（前田
常男君）

議案について、議案以外はだめです。
ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

議会は、議会のルールにのっとって、ご審議をいただく場所だと私は、そう思ってるわけではありますが、いずれ、せっかくのご質問ですから、さっきからお答えしてますとおり、最大限努力をして参ります。そういうことであります。以上です。

議長（前田
常男君）

議案以外は、だめですよ。

ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第2号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者、異議ありと呼ぶ者あり)

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立 9人)

着席。

起立多数であります。

よって、議案第2号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成11年第3回階上町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後0時25分)

署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

